

中小企業者等連携新製品開発応援事業補助金

補助上限額：50万円

専門家から助言を受けられます！
伴走型補助金です！

補助対象事業

新製品*の開発・既存製品の改良に関する取組であって、以下のいずれかに該当するもの*：品物だけでなく、サービスも含まれます

新製品開発及び既存製品の改良に伴う市場調査（委託のみ）
試作品、初回製造 新製品制作委託

既存製品の改良は、製品設計を大きく変更・改良したものに限り、小規模な改良仕様変更は除く。

【以下のものは補助対象外】

- ・すでに製品開発が完了しているもの ・製品の量産化に過ぎないとき
- ・製品開発の全部又は大部分を外部委託するもの
- ・原材料の調達に過ぎないとき ・生産設備等の機械装置導入が目的

詳しくは、市ウェブサイトにて、ご確認ください。



まずはご相談を！

申請者 以下の要件を満たす法人又は個人

新製品開発グループに該当する中小企業者等

申請代表者及び市内中小企業者等は、市内に事業所を有して1年以上事業を営む者であること

補助対象事業を市内事業所で行う者

この他、詳しくは、市ウェブサイトにてご確認ください。

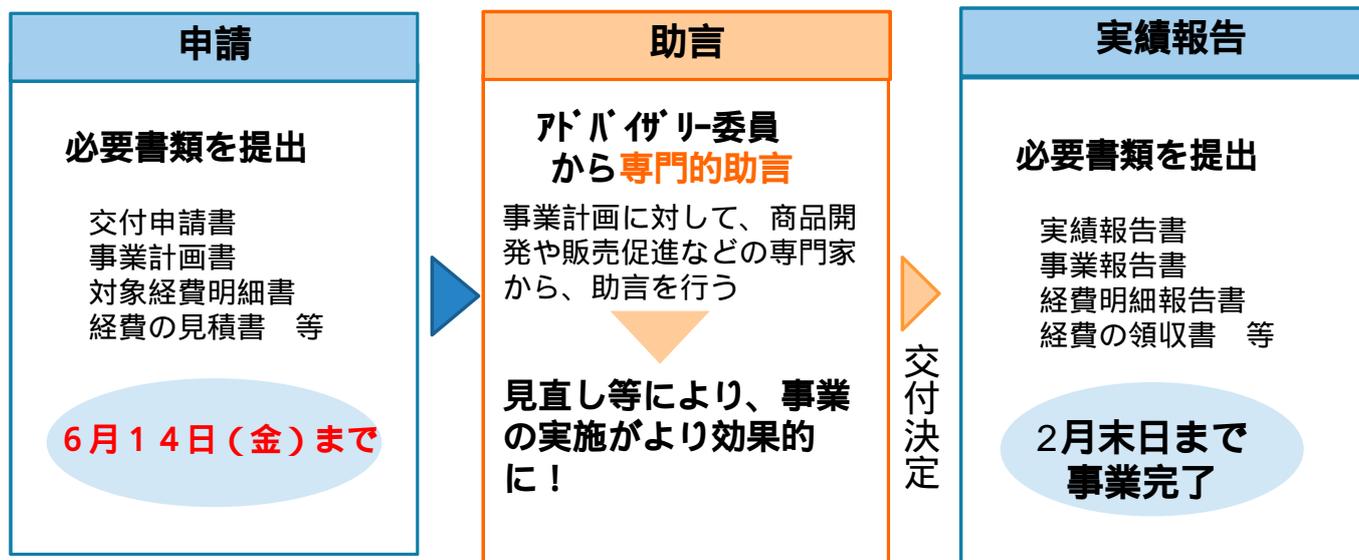
補助対象経費

- ・原材料費、副資材費
- ・機械装置、工具器具費
- ・産業財産権出願費
- ・委託費
- ・外注費
- ・販路開拓費

この他、補助対象外経費など詳しくは、市ウェブサイトにてご確認ください。

対象経費
1/2を補助

手続きの流れ



お問合せ先

熊谷市産業振興部商業観光課 熊谷市宮町2-47-1 7階
電話 048-524-1111(代表)内線508

熊谷市 新製品開発補助

検索